

第7節 被爆者健康診断

健康診断は、視診・問診・聴診・打診及び触診による検査、血球数計算、血色素検査、尿検査、血圧測定、GOT・GPT・ZTT及びALP検査法による肝臓機能検査（ただし、医師が必要と認めた場合に限る。）を行っている。当所の健康診断で要精検と判定された者は、県健康福祉部健康推進課が実施する精密検査を受診する。

表1 被爆者健康診断実施状況

(平成25年度)

会 場	対象者数	実施日	受診者数	判 定		
				異常なし	要治療 継続	要精検
石川中央保健福祉センター	10	6月20日(木)	1	1	-	-
		11月15日(金)	2	-	2	-
河北地域センター	6	6月20日(木)	0	-	-	-
		11月15日(金)	0	-	-	-